乾式複写機の設置をする者の募集について(公告)

金沢地方裁判所 国有財産事務分掌者 金沢地方裁判所長 萩 本 修

金沢地方裁判所庁舎,金沢地方裁判所七尾支部庁舎及び金沢地方裁判所小松支部庁舎(以下「金沢地方裁判所庁舎等」という。)の一部において,有償による使用許可を受け,乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は,下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

金沢地方裁判所庁舎等における使用許可(乾式複写機の設置)の相手方の選定(3庁舎一括募集)

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、金沢地方裁判所庁舎等の一部について、乾式 複写機を設置させる前提で使用許可(有償)をするに当たって、使用許可を受けようと する者(法人又は個人を問わない。)を広く募集し、提出された企画提案書により使用 許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 参加資格

- (1) 法人等(個人,法人又は公共団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者, 法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者,団体である場合は代表者, 理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4 使用許可をする場所

(1) 石川県金沢市丸の内7-1

金沢地方裁判所庁舎 1階物件明細閲覧コーナー

司 1階家事訟廷事務室

同 3階民事訟廷事務室

(2) 石川県七尾市馬出町ハ部1-2

金沢地方裁判所七尾支部庁舎 1階物件明細閲覧コーナー

(3) 石川県小松市小馬出町11

金沢地方裁判所小松支部庁舎 1階書記官室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 使用許可の条件等

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書 の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

- 6 企画提案書等の作成及び提出に係る事項
 - (1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年11月28日(水)から同年12月11日(火)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

金沢地方裁判所事務局会計課管理係

石川県金沢市丸の内7-1

電 話(076)221-3247

FAX (076) 262-3426

ウ 交付方法

交付場所において交付する(郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。)。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年12月20日(木)から同月26日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

(1)のイの交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による(郵送又は電送による提出は受け付けない。)。

工 提出部数

7部 (原本1部, 写し6部)

(3) 誓約書の提出方法等

3の参加資格を満たすことを証する誓約書を提出する。

ア 提出期間

(2)のアの提出期間と同じ

イ 提出場所

(1)のイの交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による(郵送又は電送による提出は受け付けない。)。

工 提出部数

1 部

7 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成,提出に関する質問は,次の提出期限まで,書面にて受け付けるので,企画提案募集要領交付場所にFAX送信又は持参する(郵送による質問は受け付けない。)。ただし,質問の内容によっては公募の公平性,公正性の観点から回答できない場合がある。また,回答は全ての応募希望者に対して行う。ただし,手続及び企画提案書の形式についての質問は,6の(1)のイの交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成30年12月14日(金)午後4時30分まで

ウ 提出場所 6の(1)のイの交付場所と同じ

(2) 回答書は、次の交付日にFAX送信又は交付場所において交付する(郵送による回答は行わない。)。

ア 交付日時 平成30年12月19日(水)

イ 交付場所 6の(1)のイの交付場所と同じ

- 8 使用許可をする相手方を選定するための手順
 - (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所,提出期限又は提出方法が6に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないと き。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。 詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語,通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び 計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 応募書類に記載された個人情報は、企画提案書の審査及び選定手続以外に利用しないものとする。